

# 平成27年度 第2回 高知支部評議会

## 資料 2

### 議題2 「地域医療構想について」

平成27年 7月21日  
全国健康保険協会 高知支部  
協会けんぽ

## 目次

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| 1. 地域医療構想について        | P.1 ~ P.4  |
| 2. 協会けんぽ高知支部加入者の受療動向 | P.5 ~ P.73 |

## 地域医療構想について

### ■ 地域医療構想

○ 地域医療構想は2025年(平成37年)の医療提供体制の在り方を定めるもの。

- ・ 2025年の医療需要
- ・ 2025年の目指すべき医療提供体制(必要病床数等)
- ・ 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

○ 平成27年4月以降、各都道府県で構想策定(医療計画の一部として)

※高知県は、地域医療構想策定ワーキンググループを設置し、来年3月頃までに構想を策定する予定。

### ■ 地域医療構想調整会議【構想区域(おおむね二次医療圏)⇒高知県は安芸・中央・高幡・幡多】

- ・ 地域医療構想で定めた医療提供体制を達成するための方策、その他地域医療構想の達成を推進するために関係者が必要な協議を行う場。
- ・ 調整会議は原則、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村などで構成。

### ■ 医療機関が報告する医療機能

・ 「現状」と「今後の方向」を都道府県に報告する。

※ 「現状」は毎年7月1日時点の医療機能、「今後の方向」は6年経過時点。

#### 4つの医療機能

高度急性期	急性期	回復期	慢性期
・ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能	・ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能	・ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能 ・ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)	・ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ・ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

※ADL⇒日常生活動作(アクティビティー オブ デイリー リビング)

### ■ 構想区域

- ・ 2025年の医療需要の推計、必要病床数等を定める地域医療構想策定の単位区域。  
(二次医療圏を原則としつつ、病床機能報告の内容や人口構造の変化の見通しも勘案)

### ■ 2025年における医療提供体制と医療機能別の必要量の推計⇒必要病床数

- ・ 構想区域に居住する患者の医療需要と現在の医療提供が変わらないと仮定した推定供給数を比較して供給数の増減を調整し、将来あるべき医療提供体制を踏まえた推定供給数の確定を行う。それらを基に、各構想区域における2025年の必要病床数を算出する。

## 平成26年度の医療法改正について

- 国民の責務(公布日施行)、医療計画での保険者意見聴取(平成27年4月施行)が盛り込まれた

### 医療法第6条の2第3項(新設)

国民は、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携の重要性についての理解を深め、医療提供施設の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けるよう努めなければならない。

### 医療法第30条の4第14項(下線部改正)

都道府県は、医療計画を定め、又は第30条の6の規定により医療計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会、市町村及び高齢者の医療の確保に関する法律第157条の2第1項の保険者協議会の意見を聴かななければならない。

- 地域医療構想の策定(医療計画の一部として)とともに「協議の場」の参加と協力が求められることとなった。

### 医療法第30条の14(新設)

- 1 都道府県は「構想区域」ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議するものとする。
- 2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調った事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

※「協議の場」はガイドラインでは 地域医療構想調整会議

## 保険者に期待されていること

- 加入者情報を把握する立場として、リアルな受療行動・医療ニーズをベースとした議論への参加
  - ・医療提供体制がニーズに合致しているかどうかの根拠ある意見
  - ・医療の質、効率化(費用対効果の高い医療)に関する分析
- 加入者への情報提供
- 医療保険者間の連携と情報共有、方針の共有
- 行政・医療関係者・住民との協働・連携



# 高知県地域医療構想・調整会議の意思決定について(案)

## 【スケジュールと組織】

